## 個人番号および本人確認書類の提供のお願い

　「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）の施行により、行政機関等に提出する源泉徴収票や社会保険関係の書類などに、従業員、扶養配偶者および扶養親族などの個人番号（マイナンバー）を記載することが義務付けられています。

つきましては

1. 個人情報提供シート・扶養控除等申告書に必要事項を記入し
2. 本人分については確認書類を同封し
3. 会社に提出してください。

なお、個人番号は、行政機関などに提出する書類に記載することが義務付けられていますので、提供するようにしてください。

　また、今後、個人番号が変更された場合には速やかに会社に知らせるようにしてください。

【お問合せ先】

株式会社　〇〇

○○部　〇〇〇〇グループ

電話番号　　○○-〇〇〇〇-〇〇〇〇